**政令第百九十四号**

東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であって、次の各号に掲げる義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、当該各号に定める日とする。

一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第八条、第八条の二第二項及び第九条の規定による届出の義務　平成二十三年十二月三十一日

二　医療法第五十二条第一項の規定による届出の義務　平成二十三年九月三十日

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　**直**人

# 府　令

**○内閣府令第二十七号**

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条（見出しを含む。）中「首席景品・表示調査官」を「上席景品・表示調査官」に改め、同条第二項中「措置命令に関する事務」の下に「及び家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関する事務のうち命令等に関する事務」を加え、同条を第五条とする。

第三条を削る。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（企画官）」を付し、同条中「企画課」を「消費者制度課」に改め、同条第一項中「企画官二人」を「企画官三人」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

**第四条**　消費者安全課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、消費者安全課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

第一条の見出し中「企画官」の上に「消費者事故対応室並びに訟務対策官、」を加え、同条中「政策調整課」を「消費者政策課」に改め、同条第一項中「企画官三人」を「消費者事故対応室並びに訟務対策官一人（検察官をもって充てるものとする。）、企画官二人」に改め、同条中第三項を第六項とし、第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加え、同条を第二条とする。

2　消費者事故対応室は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定による消費者安全の確保に関する事務をつかさどる（同法第二条第五項第三号に規定する消費者事故等に該当するものに係るものに限る。）。

3　消費者事故対応室に、室長を置く。

4　訟務対策官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関する事務を処理する。

第一条として次の一条を加える。

（広報室及び企画官）

**第一条**　総務課に、広報室及び企画官一人を置く。

2　広報室は、消費者庁の所掌事務に関して行う広報に関する事務をつかさどる。

3　広報室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

**附　則**

この府令は、平成二十三年七月一日から施行する。

**○内閣府令第二十八号**

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「及び一般放送事業者」を「及び基幹放送事業者」に、「第二条第二号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第二条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。」に改める。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

**第二条**　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条第二号中「及び一般放送事業者」を「及び基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

**第三条**　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。」に改める。

（銀行法施行規則の一部改正）

**第四条**　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十一の十八第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。」に改める。

第十四条の十一の二十一第一項第一号及び第三十四条の五十三第三項第一号の表第一項第一号の項の第一欄及び第二欄を削り、同表第一項第二号及び第三号を第一欄とし、同表第一項第一号の項の第三欄を削り、同表第一項第二号及び第三号の項の第二欄を第一欄とし、同表第一項第一号の項の第二欄を第二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三欄を第二欄とし、同表第一項第一号の項の第四欄を第三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四欄を第三欄とし、同表第一項第一号の項の第五欄を第四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五欄を第四欄とし、同表第一項第一号の項の第六欄を第五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六欄を第五欄とし、同表第一項第一号の項の第七欄を第六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七欄を第六欄とし、同表第一項第一号の項の第八欄を第七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八欄を第七欄とし、同表第一項第一号の項の第九欄を第八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九欄を第八欄とし、同表第一項第一号の項の第十欄を第九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十欄を第九欄とし、同表第一項第一号の項の第十一欄を第十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十一欄を第十欄とし、同表第一項第一号の項の第十二欄を第十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十二欄を第十一欄とし、同表第一項第一号の項の第十三欄を第十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十三欄を第十二欄とし、同表第一項第一号の項の第十四欄を第十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十四欄を第十三欄とし、同表第一項第一号の項の第十五欄を第十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十五欄を第十四欄とし、同表第一項第一号の項の第十六欄を第十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十六欄を第十五欄とし、同表第一項第一号の項の第十七欄を第十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十七欄を第十六欄とし、同表第一項第一号の項の第十八欄を第十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十八欄を第十七欄とし、同表第一項第一号の項の第十九欄を第十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第十九欄を第十八欄とし、同表第一項第一号の項の第二十欄を第十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十欄を第十九欄とし、同表第一項第一号の項の第二十一欄を第二十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十一欄を第二十欄とし、同表第一項第一号の項の第二十二欄を第二十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十二欄を第二十一欄とし、同表第一項第一号の項の第二十三欄を第二十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十三欄を第二十二欄とし、同表第一項第一号の項の第二十四欄を第二十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十四欄を第二十三欄とし、同表第一項第一号の項の第二十五欄を第二十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十五欄を第二十四欄とし、同表第一項第一号の項の第二十六欄を第二十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十六欄を第二十五欄とし、同表第一項第一号の項の第二十七欄を第二十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十七欄を第二十六欄とし、同表第一項第一号の項の第二十八欄を第二十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十八欄を第二十七欄とし、同表第一項第一号の項の第二十九欄を第二十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二十九欄を第二十八欄とし、同表第一項第一号の項の第三十欄を第二十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十欄を第二十九欄とし、同表第一項第一号の項の第三十一欄を第三十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十一欄を第三十欄とし、同表第一項第一号の項の第三十二欄を第三十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十二欄を第三十一欄とし、同表第一項第一号の項の第三十三欄を第三十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十三欄を第三十二欄とし、同表第一項第一号の項の第三十四欄を第三十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十四欄を第三十三欄とし、同表第一項第一号の項の第三十五欄を第三十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十五欄を第三十四欄とし、同表第一項第一号の項の第三十六欄を第三十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十六欄を第三十五欄とし、同表第一項第一号の項の第三十七欄を第三十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十七欄を第三十六欄とし、同表第一項第一号の項の第三十八欄を第三十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十八欄を第三十七欄とし、同表第一項第一号の項の第三十九欄を第三十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第三十九欄を第三十八欄とし、同表第一項第一号の項の第四十欄を第三十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十欄を第三十九欄とし、同表第一項第一号の項の第四十一欄を第四十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十一欄を第四十欄とし、同表第一項第一号の項の第四十二欄を第四十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十二欄を第四十一欄とし、同表第一項第一号の項の第四十三欄を第四十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十三欄を第四十二欄とし、同表第一項第一号の項の第四十四欄を第四十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十四欄を第四十三欄とし、同表第一項第一号の項の第四十五欄を第四十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十五欄を第四十四欄とし、同表第一項第一号の項の第四十六欄を第四十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十六欄を第四十五欄とし、同表第一項第一号の項の第四十七欄を第四十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十七欄を第四十六欄とし、同表第一項第一号の項の第四十八欄を第四十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十八欄を第四十七欄とし、同表第一項第一号の項の第四十九欄を第四十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第四十九欄を第四十八欄とし、同表第一項第一号の項の第五十欄を第四十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十欄を第四十九欄とし、同表第一項第一号の項の第五十一欄を第五十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十一欄を第五十欄とし、同表第一項第一号の項の第五十二欄を第五十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十二欄を第五十一欄とし、同表第一項第一号の項の第五十三欄を第五十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十三欄を第五十二欄とし、同表第一項第一号の項の第五十四欄を第五十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十四欄を第五十三欄とし、同表第一項第一号の項の第五十五欄を第五十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十五欄を第五十四欄とし、同表第一項第一号の項の第五十六欄を第五十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十六欄を第五十五欄とし、同表第一項第一号の項の第五十七欄を第五十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十七欄を第五十六欄とし、同表第一項第一号の項の第五十八欄を第五十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十八欄を第五十七欄とし、同表第一項第一号の項の第五十九欄を第五十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第五十九欄を第五十八欄とし、同表第一項第一号の項の第六十欄を第五十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十欄を第五十九欄とし、同表第一項第一号の項の第六十一欄を第六十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十一欄を第六十欄とし、同表第一項第一号の項の第六十二欄を第六十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十二欄を第六十一欄とし、同表第一項第一号の項の第六十三欄を第六十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十三欄を第六十二欄とし、同表第一項第一号の項の第六十四欄を第六十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十四欄を第六十三欄とし、同表第一項第一号の項の第六十五欄を第六十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十五欄を第六十四欄とし、同表第一項第一号の項の第六十六欄を第六十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十六欄を第六十五欄とし、同表第一項第一号の項の第六十七欄を第六十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十七欄を第六十六欄とし、同表第一項第一号の項の第六十八欄を第六十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十八欄を第六十七欄とし、同表第一項第一号の項の第六十九欄を第六十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第六十九欄を第六十八欄とし、同表第一項第一号の項の第七十欄を第六十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十欄を第六十九欄とし、同表第一項第一号の項の第七十一欄を第七十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十一欄を第七十欄とし、同表第一項第一号の項の第七十二欄を第七十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十二欄を第七十一欄とし、同表第一項第一号の項の第七十三欄を第七十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十三欄を第七十二欄とし、同表第一項第一号の項の第七十四欄を第七十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十四欄を第七十三欄とし、同表第一項第一号の項の第七十五欄を第七十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十五欄を第七十四欄とし、同表第一項第一号の項の第七十六欄を第七十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十六欄を第七十五欄とし、同表第一項第一号の項の第七十七欄を第七十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十七欄を第七十六欄とし、同表第一項第一号の項の第七十八欄を第七十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十八欄を第七十七欄とし、同表第一項第一号の項の第七十九欄を第七十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第七十九欄を第七十八欄とし、同表第一項第一号の項の第八十欄を第七十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十欄を第七十九欄とし、同表第一項第一号の項の第八十一欄を第八十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十一欄を第八十欄とし、同表第一項第一号の項の第八十二欄を第八十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十二欄を第八十一欄とし、同表第一項第一号の項の第八十三欄を第八十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十三欄を第八十二欄とし、同表第一項第一号の項の第八十四欄を第八十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十四欄を第八十三欄とし、同表第一項第一号の項の第八十五欄を第八十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十五欄を第八十四欄とし、同表第一項第一号の項の第八十六欄を第八十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十六欄を第八十五欄とし、同表第一項第一号の項の第八十七欄を第八十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十七欄を第八十六欄とし、同表第一項第一号の項の第八十八欄を第八十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十八欄を第八十七欄とし、同表第一項第一号の項の第八十九欄を第八十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第八十九欄を第八十八欄とし、同表第一項第一号の項の第九十欄を第八十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十欄を第八十九欄とし、同表第一項第一号の項の第九十一欄を第九十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十一欄を第九十欄とし、同表第一項第一号の項の第九十二欄を第九十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十二欄を第九十一欄とし、同表第一項第一号の項の第九十三欄を第九十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十三欄を第九十二欄とし、同表第一項第一号の項の第九十四欄を第九十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十四欄を第九十三欄とし、同表第一項第一号の項の第九十五欄を第九十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十五欄を第九十四欄とし、同表第一項第一号の項の第九十六欄を第九十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十六欄を第九十五欄とし、同表第一項第一号の項の第九十七欄を第九十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十七欄を第九十六欄とし、同表第一項第一号の項の第九十八欄を第九十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十八欄を第九十七欄とし、同表第一項第一号の項の第九十九欄を第九十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第九十九欄を第九十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百欄を第九十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百欄を第九十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百一欄を第百欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百一欄を第百欄とし、同表第一項第一号の項の第百二欄を第百一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二欄を第百一欄とし、同表第一項第一号の項の第百三欄を第百二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三欄を第百二欄とし、同表第一項第一号の項の第百四欄を第百三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四欄を第百三欄とし、同表第一項第一号の項の第百五欄を第百四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五欄を第百四欄とし、同表第一項第一号の項の第百六欄を第百五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六欄を第百五欄とし、同表第一項第一号の項の第百七欄を第百六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七欄を第百六欄とし、同表第一項第一号の項の第百八欄を第百七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八欄を第百七欄とし、同表第一項第一号の項の第百九欄を第百八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九欄を第百八欄とし、同表第一項第一号の項の第百十欄を第百九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十欄を第百九欄とし、同表第一項第一号の項の第百十一欄を第百十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十一欄を第百十欄とし、同表第一項第一号の項の第百十二欄を第百十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十二欄を第百十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百十三欄を第百十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十三欄を第百十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百十四欄を第百十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十四欄を第百十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百十五欄を第百十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十五欄を第百十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百十六欄を第百十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十六欄を第百十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百十七欄を第百十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十七欄を第百十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百十八欄を第百十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十八欄を第百十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百十九欄を第百十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百十九欄を第百十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十欄を第百十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十欄を第百十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十一欄を第百二十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十一欄を第百二十欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十二欄を第百二十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十二欄を第百二十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十三欄を第百二十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十三欄を第百二十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十四欄を第百二十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十四欄を第百二十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十五欄を第百二十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十五欄を第百二十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十六欄を第百二十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十六欄を第百二十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十七欄を第百二十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十七欄を第百二十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十八欄を第百二十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十八欄を第百二十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百二十九欄を第百二十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百二十九欄を第百二十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十欄を第百二十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十欄を第百二十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十一欄を第百三十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十一欄を第百三十欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十二欄を第百三十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十二欄を第百三十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十三欄を第百三十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十三欄を第百三十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十四欄を第百三十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十四欄を第百三十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十五欄を第百三十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十五欄を第百三十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十六欄を第百三十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十六欄を第百三十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十七欄を第百三十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十七欄を第百三十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十八欄を第百三十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十八欄を第百三十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百三十九欄を第百三十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百三十九欄を第百三十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十欄を第百三十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十欄を第百三十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十一欄を第百四十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十一欄を第百四十欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十二欄を第百四十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十二欄を第百四十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十三欄を第百四十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十三欄を第百四十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十四欄を第百四十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十四欄を第百四十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十五欄を第百四十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十五欄を第百四十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十六欄を第百四十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十六欄を第百四十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十七欄を第百四十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十七欄を第百四十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十八欄を第百四十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十八欄を第百四十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百四十九欄を第百四十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百四十九欄を第百四十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十欄を第百四十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十欄を第百四十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十一欄を第百五十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十一欄を第百五十欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十二欄を第百五十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十二欄を第百五十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十三欄を第百五十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十三欄を第百五十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十四欄を第百五十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十四欄を第百五十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十五欄を第百五十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十五欄を第百五十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十六欄を第百五十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十六欄を第百五十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十七欄を第百五十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十七欄を第百五十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十八欄を第百五十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十八欄を第百五十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百五十九欄を第百五十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百五十九欄を第百五十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十欄を第百五十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十欄を第百五十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十一欄を第百六十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十一欄を第百六十欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十二欄を第百六十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十二欄を第百六十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十三欄を第百六十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十三欄を第百六十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十四欄を第百六十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十四欄を第百六十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十五欄を第百六十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十五欄を第百六十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十六欄を第百六十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十六欄を第百六十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十七欄を第百六十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十七欄を第百六十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十八欄を第百六十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十八欄を第百六十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百六十九欄を第百六十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百六十九欄を第百六十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十欄を第百六十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十欄を第百六十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十一欄を第百七十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十一欄を第百七十欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十二欄を第百七十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十二欄を第百七十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十三欄を第百七十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十三欄を第百七十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十四欄を第百七十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十四欄を第百七十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十五欄を第百七十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十五欄を第百七十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十六欄を第百七十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十六欄を第百七十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十七欄を第百七十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十七欄を第百七十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十八欄を第百七十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十八欄を第百七十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百七十九欄を第百七十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百七十九欄を第百七十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十欄を第百七十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十欄を第百七十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十一欄を第百八十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十一欄を第百八十欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十二欄を第百八十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十二欄を第百八十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十三欄を第百八十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十三欄を第百八十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十四欄を第百八十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十四欄を第百八十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十五欄を第百八十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十五欄を第百八十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十六欄を第百八十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十六欄を第百八十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十七欄を第百八十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十七欄を第百八十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十八欄を第百八十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十八欄を第百八十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百八十九欄を第百八十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百八十九欄を第百八十八欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十欄を第百八十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十欄を第百八十九欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十一欄を第百九十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十一欄を第百九十欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十二欄を第百九十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十二欄を第百九十一欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十三欄を第百九十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十三欄を第百九十二欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十四欄を第百九十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十四欄を第百九十三欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十五欄を第百九十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十五欄を第百九十四欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十六欄を第百九十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十六欄を第百九十五欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十七欄を第百九十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十七欄を第百九十六欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十八欄を第百九十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十八欄を第百九十七欄とし、同表第一項第一号の項の第百九十九欄を第百九十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第百九十九欄を第百九十八欄とし、同表第一項第一号の項の第二百欄を第百九十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百欄を第百九十九欄とし、同表第一項第一号の項の第二百一欄を第二百欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百一欄を第二百欄とし、同表第一項第一号の項の第二百二欄を第二百一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百二欄を第二百一欄とし、同表第一項第一号の項の第二百三欄を第二百二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百三欄を第二百二欄とし、同表第一項第一号の項の第二百四欄を第二百三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百四欄を第二百三欄とし、同表第一項第一号の項の第二百五欄を第二百四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百五欄を第二百四欄とし、同表第一項第一号の項の第二百六欄を第二百五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百六欄を第二百五欄とし、同表第一項第一号の項の第二百七欄を第二百六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百七欄を第二百六欄とし、同表第一項第一号の項の第二百八欄を第二百七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百八欄を第二百七欄とし、同表第一項第一号の項の第二百九欄を第二百八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百九欄を第二百八欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十欄を第二百九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十欄を第二百九欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十一欄を第二百十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十一欄を第二百十欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十二欄を第二百十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十二欄を第二百十一欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十三欄を第二百十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十三欄を第二百十二欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十四欄を第二百十三欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十四欄を第二百十三欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十五欄を第二百十四欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十五欄を第二百十四欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十六欄を第二百十五欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十六欄を第二百十五欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十七欄を第二百十六欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十七欄を第二百十六欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十八欄を第二百十七欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十八欄を第二百十七欄とし、同表第一項第一号の項の第二百十九欄を第二百十八欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百十九欄を第二百十八欄とし、同表第一項第一号の項の第二百二十欄を第二百十九欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百二十欄を第二百十九欄とし、同表第一項第一号の項の第二百二十一欄を第二百二十欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百二十一欄を第二百二十欄とし、同表第一項第一号の項の第二百二十二欄を第二百二十一欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百二十二欄を第二百二十一欄とし、同表第一項第一号の項の第二百二十三欄を第二百二十二欄とし、同表第一項第二号及び第三号の項の第二百二十三欄を